○八○二・六○	マカダミアナット		A
○八○二・九○	その他のもの		
	びんろう子及びペカン		A
	その他のもの	一二％	B 10
○八○三・○○	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）		
	生鮮のもの		X
	乾燥したもの		A
○八・○四	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）		
○八○四・一○	なつめやしの実		A
○八○四・二○	いちじく	六％	B 10
○八○四・三○	パイナップル		X
○八○四・四○	アボカドー		A
○八○四・五○	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン		A
○八・○五	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）		
○八○五・一○	オレンジ		X
○八○五・二○	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種		X
○八○五・四○	グレープフルーツ（ポメロを含む。）	一○％	B 10
○八○五・五○	レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム）及びライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリア）		A
○八○五・九○	その他のもの		
	ライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリアを除く。）		A
	その他のもの		X
○八・○六	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）		
○八○六・一○	生鮮のもの		
	毎年三月一日から同年一○月三一日までに輸入されるもの	一七％	B 15
	毎年一一月一日から翌年二月末日までに輸入されるもの	七・八％	B 10
○八○六・二○	乾燥したもの		A
○八・○七	パパイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）		
	メロン（すいかを含む。）		
○八○七・一一	すいか	六％	B 10
○八○七・一九	その他のもの	六％	B 10
○八○七・二○	パパイヤ		A
○八・○八	りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）		
○八○八・一○	りんご	一七％	B 10
○八○八・二○	なし及びマルメロ	四・八％	B 10
○八・○九	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）		
○八○九・一○	あんず	六％	B 10
○八○九・二○	さくらんぼ	八・五％	B 10
○八○九・三○	桃（ネクタリンを含む。）	六％	B 10
○八○九・四○	プラム及びスロー	六％	B 10
○八・一○	その他の果実（生鮮のものに限る。）		
○八一○・一○	ストロベリー	六％	B 10
○八一○・二○	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー		A
○八一○・四○	クランベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実		A
○八一○・五○	キウイフルーツ	六・四％	B 10
○八一○・六○	ドリアン		A
○八一○・九○	その他のもの		
	ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし		A

	その他のもの		
	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー		A
	その他のもの		X
○八・一一	冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		
○八一一・一○	ストロベリー		
	砂糖を加えたもの	九・六％	B 10
	その他のもの	一二％	B 10
○八一一・二○	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー		A
○八一一・九○	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		
	パイナップル		X
	ベリー		A
	サワーチェリー	一三・八％	B 10
	桃及びなし	七％	B 10
	その他のもの	一二％	B 10
	その他のもの		
	パイナップル		X
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ、レイシ、ベリー及びカムカム		A
	桃及びなし	七％	B 10
	その他のもの	一二％	B 10
○八・一二	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）		
○八一二・一○	さくらんぼ	一七％	B 15
○八一二・九○	その他のもの		
	バナナ及びオレンジ		X
	グレープフルーツ（ポメロを含む。）	一○％	B 10
	その他のもの		
	レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。）		A
	くり	九・六％	B 15
	その他のもの		
	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種		X
	その他のもの	一二％	B 10
○八・一三	乾燥果実（第○八・○一項から第○八・○六項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの		
○八一三・一○	あんず	九％	B 7
○八一三・二○	プルーン		A
○八一三・三○	りんご	九％	B 7
○八一三・四○	その他の果実		
	ベリー、パパイヤ、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ及びサントル		A
	干しがき	九％	B 7
	その他のもの	九％	B 5